



鎌 広 第410号  
令和6年3月18日

「民主と自治の会」  
藤代 政夫 様  
渡邊 俊彦 様  
戸部 光枝 様

鎌ヶ谷市長 芝田 裕美



申し入れ「地方自治の基本原則を毀損する（国の補充的な指示）  
の制度の創設に反対してください」について（回答）

令和6年2月26日付けで申し入れのありましたこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

【設問項目】

Q1 憲法92条地方自治の本旨が大原則であり、更に2000年地方分権一括法で

○機関委任事務の廃止・・・自治事務と法定受託事務へ

○通達の廃止・・・通知（技術的助言）へ

○国と地方自治体は対等

○地方自治体には条例制定権がある

○自治事務に係る法律の解釈は一義的には地方自治体にある

が認められこの原則が今でも自治の原則と理解していますが、鎌ヶ谷市も同じように判断していますか？

（回答）

地方分権一括法の改正の内容に含まれているものと考えております。

Q2 地方自治は民主主義の学校とも言われています。市民のより自由で民主的な社会にするには、地方自治の更なる拡充が必要と思われませんが、鎌ヶ谷市はどう思われますか？

（回答）

地方自治の本旨は、住民自治及び団体自治の二つの意味での地方自治を確立することであり、この地方自治の本旨と現状を踏まえ、対応していくことが必要であると考えております。

Q 3 国からの「技術的な助言」「勧告」「指示」の内容はそれぞれどのようなものですか。その違いはどのようなものでしょうか？教えてください。

(回答)

「技術的な助言」「勧告」に関しては、地方自治法245条の4、「指示」に関しては、地方自治法245条の3などが参考になると考えております。

Q 4 「国の補充的な指示」によって地方自治の何が阻害されますか？

又、阻害される自治のマイナスと国の指示による国のプラスはそれぞれ何でしょうか？

(回答)

答申の「国の補充的な指示」につきましては、各団体等から意見書等が出されるなど議論があることは承知しております。本市としては、こうした動向を注視する必要があると考えており、「国の補充的な指示」の制度の影響についての解釈は差し控えさせていただきます。

Q 5 災害・感染症による「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」において十分に対応できない施策・状態はそれぞれの個別法（感染症法・災害対策基本法・新型インフル特措法など）改正のための立法事実です。

地方自治法に国の補充的な指示を規定しようとするための自治法改正の立法事実は何なのでしょう？教えてください。

(回答)

答申の「国の補充的な指示」につきましては、各団体等から意見書等が出されるなど議論があることは承知しております。本市としては、こうした動向を注視する必要があると考えており、「国の補充的な指示」の制度の影響についての解釈は差し控えさせていただきます。

Q 6 答申には「大規模な災害、感染症の蔓延“等”」と記載されてますがコロナ感染症パンデミックや地震・津波・台風・洪水などの大災害以外に「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」とは具体的にどのような事態なのでしょう？国民保護法の対象の事態まで想定されているのでしょうか？

(回答)

答申に関する定義や解釈をする立場にないため回答は差し控えさせていただきます。

また、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」とは具体的にどのような事態なのかに関しましては、答申中に具体的な記載がありませんので、国民保護法の対象の事態まで想定しているかの判断はしかねます。

Q7 鎌ヶ谷市において地方自治体の権限だけでは対応しきれなかった事態はどのようなものがありましたか？又、その解決策は地方自治体への権限（財源を含めた）の付与ですか？それとも国からの“指示”と言う国のコントロールですか？

（回答）

現在のございませんが、大規模災害などでの発生が想定され、その解決策については想定事項となりますので回答は差し控えさせていただきます。

Q8 今後の自治体の自治のためにデジタルの活用は必要でしょうか？

①鎌ヶ谷市においてデジタル化しなければならないと考えられる業務はどのようなものがあり、どのように導入していくことで解決できますか？

（回答）

本市では、市民の利便性向上と業務の効率化を図るため、第3次行財政改革推進プランの柱の一つとして、デジタル化の推進を掲げております。

来年度につきましては、住民基本台帳などの地方公共団体情報システムの標準化への移行、道路通報システムの導入、小・中学校のICT教育環境の整備など、DX推進室を設置し、進めてまいります。

また、デジタル化に際しては、現在の業務をそのままシステム化するのではなく、業務プロセスの見直しを実施した上でシステムを導入することが重要であると認識しており、市民の皆様にとっても手続きに係る時間や負担の軽減につなげてまいります。

②デジタル・ビッグデータの利活用における個人情報保護の問題がありますが、民主的チェック機能はどこで、誰が、どのように行いますか？（cf、バルセロナのデジタルへの民主的チェック機能）具体的課題と解決方法をいくつかの事例をあげて説明してください。

（回答）

個人情報保護法のもとでは、個人情報の目的外利用や外部提供に一定の制限があります。一方、同法におきましては、地方自治体が保有する個人情報をビッグデータとして活用するための「行政機関等匿名加工情報」の制度が設けられており、国や都道府県、政令指定都市等において運用が開始されております。

本制度は、行政機関等が保有する個人情報につきまして、民間事業者から利用の提案を受け、行政機関等における審査の後、特定の個人が識別できないように加工して提供することにより、新たな産業の創出又は活力ある経済社会につなげるために設けられたものです。想定される課題としましては、個人の匿名性が技術的な面からも担保された情報を提供する必要があること、安全性が確保された制度であることを市民の皆様にご丁寧に周知することなどが考えられます。

本市では、現時点で市民の皆様のご個人情報の利活用に関しては慎重な検討を要すること、また、本制度を導入している市町村に限られていることから、本制度は導入しておりません。今後、先行事例の実績等を見据えながら、必要性について検討してまいります。

また、ビッグデータの一つであるオープンデータにつきましては、国や地方公共団体は可能な限り多くの公共データをオープンデータとして公開することが国において推進されているところですが、官民データ法の規定により、当該データでは個人情報等を含むものは公開しないこととなっています。この点を十分に留意しながら、今後もオープンデータの活用について検討してまいります。

Q 9 「国の補充的な指示」制度の創設に対し、鎌ヶ谷市は問題点を指摘し“慎重にすべき”と国に要請してください。

(回答)

「国の補充的な指示」制度の創設に関して、各団体等から意見書等が出されるなど議論があることは承知しております。こうした動向を注視してまいります。